

## 新潟市配偶者暴力被害者等支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 配偶者からの暴力被害者等を支援する民間シェルターの先進的な取組を促進し、地域における配偶者暴力被害者等支援の充実を図るため、性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金（配偶者暴力被害者等支援調査研究事業）交付要綱（令和2年4月1日府共第225号内閣府事務次官通知。以下「交付要綱」という。）及び性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金（配偶者暴力被害者等支援調査研究事業）実施要領（令和2年4月1日府共第226号内閣府男女共同参画局長通知。以下「実施要領」という。）に基づいて行う事業（以下「本事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付基準)

第2条 この補助金は、別表に掲げる基準により交付するものとする。

(交付の条件)

第3条 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 総事業費の20%を超える増減がある場合は、市長の承認を受けること。
- (2) 本事業の内容を変更（第5条に定める軽微な変更を除く。）をする場合は、市長の承認を受けること。
- (3) 本事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。
- (4) 本事業が予定の期間内に完了しない場合には、交付要綱第8によりその指示を受けること。
- (5) この補助金により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、本事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- (6) この補助金により取得し、効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、市長の承認を受けないでこの補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。ただし、補助事業者が補助金の全部に相当する額を市に納入したとき、並びに補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過したときは、この限りでない。
- (7) 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (8) 補助事業者は、本事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- (9) 前号の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前号

の帳簿とともに本事業完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。ただし、この補助金により取得し、効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(交付申請書)

第4条 規則第6条第1項の規定による申請書は、別記様式第1号のとおりとし、市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による交付の申請に当たって、当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。(以下「消費税等仕入控除税額」という。))を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等控除仕入税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(計画変更、中止又は廃止の承認申請)

第5条 第3条第1号から第3号までのいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第2号による変更承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合を除く。

ア 交付目的に変更をもたらすものではなく、より効果的に交付目的の達成に資するものと考えられるとき。

イ 目的及び事業効果に直接関わりがない事業計画の細部の変更であるとき。

(事業に関する事故等の届出)

第6条 市長は、本事業に係る補助事業者の活動状況を把握し、本補助金の適切な運用を図るとともに、補助事業者においては、本事業の遂行が困難となった場合、又は本事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合は、速やかに別記様式3号による事故報告書を市長へ提出し、その指示を受けなければならない。

(交付申請の取下げ)

第7条 補助事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、補助金交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から速やかに、その理由を付した書面を市長に提出しなければならない。

(状況報告)

第8条 補助事業者は、本事業の遂行及び支出状況について、四半期ごとに別記様式第4号による遂行状況報告書を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、本事業を完了したとき(第5条の規定に基づく本事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。)は、その日から起算して20日以内又は翌年度の4月5日のいずれか早い日までに、別記様式第5号による実績報告書を市長に提出しなけれ

ばならない。

- 2 第4条第2項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、前項の報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合は、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第10条 前条の規定に基づく補助金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記様式第6号により速やかに市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- 3 前項の返還については、交付要綱第11第3項の規定を準用する。

(補助金の支払)

第11条 この補助金は、規則第14条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、真に必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により交付金の概算払を受けようとするときは、別記様式第7号による概算払請求書を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し、補助金の返還)

第12条 市長は、交付要綱第14の各号及び規則第17条の規定に基づき交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更をした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- 2 市長は、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

- 3 第1項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、交付要綱第11第3項の規定を準用する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、その他必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年4月30日から施行する。

(別表)

補助対象経費の基準額、対象経費及び補助率

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
<p>次の事業を行う場合</p> <p>①受入体制整備事業</p> <p>②専門的・個別的支援事業</p> <p>③切れ目ない総合的支援事業</p> <p>※1 民間シェルター等1か所当たり、年額1,000万円</p> <p>※2 上記金額には、事業管理経費として、①、②及び③に係る事業費の10%以内の金額を含むことができる。</p> <p>※3 年額20万円（事業管理経費を含む。）を下限とする。</p>	<p>事業実施に必要な報酬、給料、職員手当等、報償費、謝金、共済費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、改修費、設備整備費等</p>	<p>10/10</p>

別記様式第1号（第4条関係）

年 月 日

（宛先）新潟市長

申請者  
所在地  
法人名称  
代表者名

新潟市配偶者暴力被害者等支援事業費補助金交付申請書

新潟市配偶者暴力被害者等支援事業費補助金交付要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の目的及び内容  
別紙 実施計画書（様式1）のとおり
- 2 補助対象経費
- 3 交付申請額
- 4 補助事業の着手（予定）年月日
- 5 補助事業の完了（予定）年月日
- 6 添付書類

別記様式第2号（第5条関係）

年 月 日

（宛先）新潟市長

補助事業者  
所在地  
法人名称  
代表者名

新潟市配偶者暴力被害者等支援事業費補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定を受けた標記補助金については、下記のとおり計画を変更したいので、新潟市配偶者暴力被害者等支援事業費補助金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更計画の内容
- 3 補助金変更申請額
- 4 事業完了（予定）年月日

（注）

- 1 補助対象事業を中止、又は廃止しようとする場合にあつては、「変更承認申請書」を「事業中止（廃止）承認申請書」と、「変更」を「中止（廃止）」と置き換える。
- 2 実施計画書（様式1）に変更がある場合は、変更に係る部分の変更前を上段に（ ）書き、変更後を下段に記入し、その旨を書類中に明記すること。また、事前に提出している添付書類等に変更がある場合は、従前との違いが分かるように記載し、提出すること。

別記様式第3号（第6条関係）

年 月 日

（宛先）新潟市長

補助事業者  
所在地  
法人名称  
代表者名

新潟市配偶者暴力被害者等支援事業費補助金事故報告書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定を受けた標記補助金については、下記のとおり事故が発生したので、新潟市配偶者暴力被害者等支援事業費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 事故の内容及びその原因
- 2 補助対象事業の現在の進捗状況
- 3 現在までに要した経費
- 4 事故に対してとった措置
- 5 補助対象事業遂行及び完了の予定
- 6 添付書類  
事故に係る事業について上記の各項目が分かる資料

別記様式第4号（第8条関係）

年 月 日

（宛先）新潟市長

補助事業者  
所在地  
法人名称  
代表者名

新潟市配偶者暴力被害者等支援事業費補助金遂行状況報告書

年 月 日付け 第 号をもって報告を求められた標記補助金について、  
下記のとおり報告します。

記

1 事業遂行状況（ 年 月 日現在）

	(実施計画) 交付金所要額 (A)	(報告時点出来高) 交付金所要額 (B)	進捗率 (B/A)
金額	円	円	%

2 事業着手年月日

3 事業完了予定年月日

4 添付書類

- (1) 支給実績内訳書（円単位、任意様式）
- (2) 別紙 事業管理表（様式2）

（注）添付書類については、当該事業の実施により策定した計画の写し、取組を実施したことを説明し得る関係書類（パンフレット、チラシ等）を添付すること。

5 その他参考となる事項

別記様式第5号（第9条関係）

年 月 日

（宛先）新潟市長

補助事業者  
所在地  
法人名称  
代表者名

新潟市配偶者暴力被害者等支援事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定を受けた標記補助金について、  
次の関係書類を添えて報告します。

記

- 1 交付決定額、その精算額及び補助事業の効果  
別紙 実績報告書（様式3）
- 2 補助事業完了年月日
- 3 補助事業の精算に係る収支明細
- 4 情報の公表の状況
- 5 添付書類

（注）添付書類については、当該事業の実施により策定した計画の写し、取組を実施したことを説明し得る関係書類（パンフレット、チラシ等）を添付すること。

- 6 その他参考となる事項

別記様式第6号（第10条関係）

年 月 日

（宛先）新潟市長

補助事業者  
所在地  
法人名称  
代表者名

新潟市配偶者暴力被害者等支援事業費補助金に係る消費税等仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定を受けた標記補助金については、新潟市配偶者暴力被害者等支援事業費補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 新潟市配偶者暴力被害者等支援事業費補助金交付要綱第10条第1項の規定による交付金の額の確定額  
（ 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額）  
金 円
- 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 金 円
- 3 消費税の申告により確定した消費税等仕入控除税額 金 円
- 4 補助金返還相当額（3の金額から2の金額を減じて得た額） 金 円

（注） 内訳等、参考となる資料を添付すること。

別記様式第7号（第11条関係）

年 月 日

（宛先）新潟市長

補助事業者  
所在地  
法人名称  
代表者名

新潟市配偶者暴力被害者等支援事業費補助金  
年度第 四半期 概算払請求書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定を受けた標記補助金については、新潟市配偶者暴力被害者等支援事業費補助金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

年 月 日

	交付決定額 (A)	既受領額 (B)	今回請求額 (C)	残高 (A - (B + C))	事業完了予定日 年 月 日
金額	円	円	円		

1. 実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日																															
2. 申請団体の実情と課題																																
3. 既存の取組	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;"></th> <th style="width:15%;">事業名</th> <th style="width:55%;">事業概要</th> <th colspan="2" style="width:15%;">他の国庫補助等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>既存事業①</td> <td></td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>既存事業②</td> <td></td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table>						事業名	事業概要	他の国庫補助等		既存事業①					既存事業②																
	事業名	事業概要	他の国庫補助等																													
既存事業①																																
既存事業②																																
4. 対象事業	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width:15%;"></th> <th rowspan="2" style="width:15%;">事業名</th> <th colspan="3" style="width:10%;">事業種別 (※①～③で該当するものに「○」)</th> <th rowspan="2" style="width:25%;">事業概要</th> <th rowspan="2" style="width:25%;">新規性・事業効果</th> <th rowspan="2" style="width:10%;">所要額合計(円)</th> </tr> <tr> <th style="width:3%;">①</th> <th style="width:3%;">②</th> <th style="width:4%;">③</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施事業①</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>実施事業②</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						事業名	事業種別 (※①～③で該当するものに「○」)			事業概要	新規性・事業効果	所要額合計(円)	①	②	③	実施事業①								実施事業②							
	事業名	事業種別 (※①～③で該当するものに「○」)			事業概要			新規性・事業効果	所要額合計(円)																							
		①	②	③																												
実施事業①																																
実施事業②																																
5. 所要額・実施工程	様式1-2に記載																															

様式1-2

事業所要額・実施工程

申請者名

(単位:円)

事業 番号	事業名	取組内容	取組期間	所要額合計	経費内訳 (※事業管理経費10%分含む)
①					
②					

注) 「事業番号」、「事業名」、「所要額」は、様式1-1の「4. 対象事業」と対応させること。

## 事業管理表

(記入日: 年 月 日)

補助事業者名

対象期間: 年 月 日 ~ 年 月 日

## 【実施状況】

## 1. 新潟市配偶者暴力被害者等支援事業補助金により実施する内容

## (1) 新規の取組部分

(※既存の取組と関連する場合は、事業ごと①受入体制整備事業、②専門的・個別的支援事業、③切れ目ない総合的支援事業)にその切り分けがわかるよう記載)

## (2) 上記取組による効果

(※事業ごと①受入体制整備事業、②専門的・個別的支援事業、③切れ目ない総合的支援事業)に、定量的な効果(受入れ人数の変化等)及び定性的な効果(支援の充実等)を整理して記載)

(定量的)

(定性的)

1. 実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日																																
2. 補助事業者の実情と課題																																	
3. 対象事業	<table border="1" data-bbox="141 435 2170 914"> <thead> <tr> <th data-bbox="141 435 394 592" rowspan="2"></th> <th data-bbox="394 435 611 592" rowspan="2">事業名</th> <th colspan="3" data-bbox="611 435 752 552">事業種別 (※①～③で 該当するもの に「○」)</th> <th data-bbox="752 435 1167 592" rowspan="2">事業概要</th> <th data-bbox="1167 435 1839 592" rowspan="2">事業効果</th> <th data-bbox="1839 435 2170 592" rowspan="2">所要額合計(円)</th> </tr> <tr> <th data-bbox="611 552 658 592">①</th> <th data-bbox="658 552 705 592">②</th> <th data-bbox="705 552 752 592">③</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="141 592 394 751">実施事業①</td> <td data-bbox="394 592 611 751"></td> <td data-bbox="611 592 658 751"></td> <td data-bbox="658 592 705 751"></td> <td data-bbox="705 592 752 751"></td> <td data-bbox="752 592 1167 751"></td> <td data-bbox="1167 592 1839 751"></td> <td data-bbox="1839 592 2170 751"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="141 751 394 914">実施事業②</td> <td data-bbox="394 751 611 914"></td> <td data-bbox="611 751 658 914"></td> <td data-bbox="658 751 705 914"></td> <td data-bbox="705 751 752 914"></td> <td data-bbox="752 751 1167 914"></td> <td data-bbox="1167 751 1839 914"></td> <td data-bbox="1839 751 2170 914"></td> </tr> </tbody> </table>							事業名	事業種別 (※①～③で 該当するもの に「○」)			事業概要	事業効果	所要額合計(円)	①	②	③	実施事業①								実施事業②							
	事業名	事業種別 (※①～③で 該当するもの に「○」)			事業概要	事業効果			所要額合計(円)																								
		①	②	③																													
実施事業①																																	
実施事業②																																	
4. 所要額・実施工程	様式3-2に記載																																
5. 補助事業者全体の効果・影響																																	
6. 今後の課題																																	

様式3-2

事業所要額・実施工程

補助事業者名

(単位:円)

事業 番号	事業名	取組内容	取組期間	所要額合計	経費内訳 (※事業管理経費10%分含む)
①					
②					

注) 「事業番号」、「事業名」、「所要額」は、様式3-1の「3. 対象事業」と対応させること。